

行政機関等に対する施行状況調査の実施について

1. 概要

(1) 経緯

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）による改正前は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独個法」という。）に基づき、各法の施行状況の調査を総務省が実施していた。

上記改正後は、個人情報保護委員会において引き続き実施することとなる。

(2) 根拠規定

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個情法」という）第162条。

- ・ 個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、個人情報保護法の施行の状況について報告を求めることができる（同条第1項）。
- ・ 個人情報保護委員会は、毎年度、上記の報告内容を取りまとめ、その概要を公表する（同条第2項）。

(3) 対象

「行政機関の長等」（個情法第63条で定義）全て。

- ・ 行政機関及び独立行政法人等（個情法別表第二に掲げる法人等も含む）。
- ・ デジタル社会形成整備法第51条による改正後（令和5年4月1日以降）は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人も含まれ、調査対象が拡大。

(4) 調査内容（詳細は別添1-1）

- ・ デジタル社会形成整備法による改正により、従前の安全確保措置の規定が精緻化されて安全管理措置に関する規定として整備されたこと、個人情報保護委員会が行政機関の長等に対する監視権限を有することを踏まえ、安全管理措置に関する調査項目を拡充（別添2）。
- ・ その他、改正に伴って新たに作られた制度につき利用状況を調査。

※後述のとおり令和4年度に実施する調査は、令和3年度中の行個法・独個法の施行状況を調査となるため、新制度の利用状況調査はしない。

(5) 調査方法等

- ・ 総務省実施時は、前年度中の行個法及び独個法の施行の状況を当年度において調査し、その概要を当年度内にウェブサイトに掲載する方法で公表。
- ・ 令和4年度及び令和5年度の実施方法は概ね総務省の実施方法を踏襲。

2. 令和4年度実施の施行状況調査について

(1) 概要

令和4年度は制度移行期であり、施行状況調査は前年度の施行状況を調査することとなるため、令和4年度のみ、個人情報ではなく、行個法及び独個法の施行の状況を調査することとなる（経過規定：デジタル社会形成整備法附則第3条第7項）。

(2) 根拠規定

・ 対行政機関

デジタル社会形成整備法附則第3条第7項及び行個法第49条

・ 対独立行政法人等

デジタル社会形成整備法附則第3条第7項及び独個法第48条

(3) 対象

- ・ 行個法の適用を受ける行政機関全て（令和4年度は49機関）
- ・ 独個法の適用を受ける独立行政法人等全て（令和4年度は191法人）

(4) 調査内容

- ・ 令和3年度の行個法又は独個法の施行状況。
- ・ 従前の総務省による施行状況調査項目に加え、安全確保の措置に関する規定の整備状況の調査を実施する。
- ・ 主な調査項目は、個人情報ファイルの保有状況、個人情報ファイルの利用目的以外の利用又は提供状況、開示請求の状況、保有個人情報の不適正管理の状況及び安全確保の措置に関する規定の整備状況（詳細は別添1-2）。

(5) 調査方法等

- ①令和4年5月後半に実施通知（別添3-1、3-2）を調査票等とともに行政機関及び独立行政法人等に送付する。
- ②令和4年9月末日までに調査票の提出を受ける。
- ③回答の補正、分析等を行った上、年度内（令和5年3月末日まで）に報告内容を取りまとめ、個人情報保護委員会ウェブサイトで公表を行う。

【参考】

○デジタル社会形成整備法附則第3条第7項

附則第2条施行日前に旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法の規定により個人情報保護委員会又は総務大臣がした又はすべき処分その他の行為は、附則第2条施行日以後は、この附則に別段の定めがあるものを除き、第50条改正後個人情報保護法の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした又はすべき処分その他の行為とみなす。

○改正法適用開始時期と施行状況調査実施時期の関係

	令和3年度以前	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
行政機関	行個法適用 (総務省が行個法の施行状況を調査)	令和3年度中の行個法の施行状況を調査 (経過規定に基づく)	個情法適用 前年度の個情法の施行状況を調査	
独立行政法人等 (別表第二に掲げる法人等含む)	独個法適用 (総務省が独個法の施行状況を調査)	令和3年度中の独個法の施行状況を調査 (経過規定に基づく)	個情法適用 前年度の個情法の施行状況を調査	
地方公共団体の機関	条例適用 (調査対象外)		個情法適用 ※前年度の施行状況を調査するための経過規定はない。	
地方独立行政法人	条例適用(条例の定めによる) (調査対象外)		前年度の個情法の施行状況を調査	

○番号法に基づく定期報告との違い

	根拠規定	報告事項	報告結果の公表義務	対象
定期報告	番号法第29条の3第2項	特定個人情報の取扱状況	なし	特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体等
施行状況調査	個情法第162条	個人情報保護法の施行状況	あり	行政機関等全て 地方公共団体等全て

以上

【調査項目】（A Bで差異のある事項が赤字。総務省調査から増加した項目が黄塗。）

A. 行政機関等一般用	B. 別表第二法人等用
1 個人情報ファイルの保有状況 ・要配慮個人情報を含むファイルの数も調査項目	1 個人情報ファイルの保有状況 ・要配慮個人情報を含むファイルの数も調査項目
2 特定個人情報ファイルの保有状況 ・要配慮個人情報を含むファイルの数も調査項目	2 特定個人情報ファイルの保有状況 ・要配慮個人情報を含むファイルの数も調査項目
3 個人情報ファイルの業務委託状況	3 個人情報ファイルの業務委託状況
4 目的外利用・提供の状況 ※本人同意がある場合、法令に基づく場合、学術研究・統計目的その他特別な場合に限定して、本来の行政目的以外での利用や提供が可能。	4 個人データの第三者提供の状況 ※民間と同一の規律が及び、オプトアウトや共同利用も可能。 ※改正法の趣旨に照らし学術研究目的での第三者提供の状況は調査対象外とする。
5 外国にある第三者への提供状況 ※上記4と同様	5 外国にある第三者への提供状況 ※上記4と同様
6 仮名加工情報データベース等の保有状況	6 仮名加工情報データベース等の保有状況
7 行政機関等匿名加工情報ファイルの保有状況	7 行政機関等匿名加工情報ファイルの保有状況
8 匿名加工情報データベース等の保有状況	8 匿名加工情報データベース等の保有状況
9 開示請求の状況 ・請求件数、開示決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等	9 開示請求の状況 ・請求件数、開示決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等
10 訂正請求の状況 ・請求件数、訂正決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等	10 訂正請求の状況 ・請求件数、訂正決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等
11 利用停止等請求の状況 ・請求件数、利用決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等	11 利用停止等請求の状況 ・請求件数、利用停止決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等
12 開示請求等に関する訴訟の状況	12 開示請求等に関する訴訟の状況
13 漏えい等事案の状況	13 漏えい等事案の状況
14 漏えい等事案に関する訴訟の状況	14 漏えい等事案に関する訴訟の状況
付票1：目的外利用・提供及び開示請求等に関する付票 ※目的外利用・提供につき上記4と同様	付票1：第三者提供及び開示請求等に関する付票 ※第三者提供につき上記4と同様
付票2：安全管理措置に関する付票 ※調査項目は公的部門向けガイドライン（行政機関等編）及び事務対応ガイドの表現に従ったものとする。	付票2：安全管理措置に関する付票 ※調査項目は民間向けのガイドライン（通則編）の表現に従ったものとする。
	付票3：安全管理措置に関する付票（政令所定業務等用） ※調査項目は公的部門向けガイドライン（行政機関等編）及び事務対応ガイドの表現に従ったものとする。

【調査項目】（従前の総務省調査から増加した項目を黄塗り）

行政機関用	独立行政法人等用
1 個人情報ファイルの保有状況	1 個人情報ファイルの保有状況
2 個人情報ファイルの業務委託状況	2 個人情報ファイルの業務委託状況
3 目的外利用・提供の状況 ※本人同意がある場合、法令に基づく場合、学術研究・統計目的その他特別な場合に限定して、本来の行政目的以外での利用や提供が可能。	3 目的外利用・提供の状況 ※本人同意がある場合、法令に基づく場合、学術研究・統計目的その他特別な場合に限定して、本来の行政目的以外での利用や提供が可能。
4 非識別加工情報ファイルの保有状況	4 非識別加工情報ファイルの保有状況
5 開示請求の状況 ・請求件数、開示決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等	5 開示請求の状況 ・請求件数、開示決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等
6 訂正請求の状況 ・請求件数、訂正決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等	6 訂正請求の状況 ・請求件数、訂正決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等
7 利用停止等請求の状況 ・請求件数、利用決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等	7 利用停止等請求の状況 ・請求件数、利用決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等
8 開示請求等に関する訴訟の状況	8 開示請求等に関する訴訟の状況
9 不適正管理事案の状況	9 不適正管理事案の状況
10 不適正管理事案に関する訴訟の状況	10 不適正管理事案に関する訴訟の状況
付票 1：目的外利用・提供及び開示請求等に関する付票	付票 1：目的外利用・提供及び開示請求等に関する付票
付票 2：安全確保の措置に関する付票 ※調査項目は総務省発出の指針の表現に従ったものとする。	付票 2：安全確保の措置に関する付票 ※調査項目は総務省発出の指針の表現に従ったものとする。

付票2:安全確保の措置に関する調査

I 保有個人情報の安全確保の措置に関する規定の状況

- 各調査項目につき、次の選択肢から回答を選んで回答欄に入力してください(選択式)
 - a:組織全体で統一的な規定を定めている(bに該当する場合を除く)。
 - b:組織全体で統一的な規定を定め、さらに各部署や地方支分部局、配下組織等において上乘せ規定や細則を定めている。
 - c:組織全体で統一的な規定は定めていないが、各部署や地方支分部局、配下組織等において規定を定めている。
 - d:規定を定めていない。
 - e:その他。
- 各調査項目につき、上記で選択した回答内容に応じて記述欄に以下の事項を記入して下さい(記述式)。
 - a・b:統一的な規定の内容を記載してください。
 - c:代表的な部署における規定の内容を記載してください。
 - d:定めていない理由について具体的に記載してください。
 - e:関連事情を自由に記載してください。

番号	調査項目	回答	記述欄
1	【組織的安全管理措置①】 総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指定並びにこれらの者の任務に関する規定を定めていますか。		
2	【組織的安全管理措置②】 保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況に係る記録(システムへのアクセスログの管理を除く。)に関する規定を定めていますか。		
3	【組織的安全管理措置③】 保有個人情報の漏えい等の事実若しくは法や自組織内で整備されている保有個人情報の取扱いに係る規律に違反している事実又はこれらの事実の発生のおそれを認識した場合の、総括保護管理者への報告体制に関する規定を定めていますか。		
4	【組織的安全管理措置④】 保有個人情報を正確かつ最新の内容に保つための方法(誤りの訂正を含むが、これに限らない)に関する規定を定めていますか。		
5	【人的安全管理措置①(担当者向け研修の実施)】 保有個人情報の取扱いに従事する者(派遣労働者を含む。)に対する、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他の教育研修に関する規定を定めていますか。		
6	【人的安全管理措置②(システム管理者向け研修の実施)】 保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対する、保有個人情報の適切な管理のための情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する教育研修について、規定を定めていますか。		
7	【人的安全管理措置③(保護管理者等向け研修の実施)】 保護管理者及び保護担当者に対する、課室等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修の実施について、規定を定めていますか。		
8	【人的安全管理措置④(研修参加機会の確保)】 No.5から7までの研修につき、参加の機会を付与する等の必要な措置に関する規定を定めていますか。		
9	【物理的安全管理措置①(保管の方法)】 保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等の保管方法に関する規定を定めていますか。		
10	【物理的安全管理措置②(削除及び廃棄)】 保有個人情報の削除又は保有個人情報が含まれる機器若しくは媒体の廃棄に関する規定を定めていますか。		
11	【物理的安全管理措置③(端末の持出し・持込みの管理)】 保有個人情報を取り扱う職員による端末の外部への持出し又は外部からの持込みに関する規定を定めていますか。		
12	【物理的安全管理措置④(紛失・盗難の防止)】 保有個人情報を取り扱う情報システム端末の盗難又は紛失等を防止するための措置に関する規定を定めていますか。		

13	【物理的安全管理措置⑤(情報システムへの接続制限)】 USBメモリや携帯電話等記録機能を有する電子媒体等の情報システム端末への接続を制限する措置に関する規定を定めていますか。		
14	【物理的安全管理措置⑥(情報システム室等の管理)】 情報システム室等や保有個人情報記録する媒体を保管するための施設等における、入退の管理、部外者の立入時の手続、外部電磁記録媒体の持ち込み、利用又は持出し等に関する規定を定めていますか。		
15	【物理的安全管理措置⑦(情報システム室等への侵入防止)】 情報システム室等について外部からの不正な侵入に備えた措置に関する規定を定めていますか。		
16	【技術的安全管理措置①(情報システムの管理)】 保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について、その保管、複製、廃棄等に関する規定を定めていますか。		
17	【技術的安全管理措置②(アクセス制限)】 情報システムを使用した保有個人情報を利用する事務について、アクセス権限を付与する職員の範囲や権限の内容に関する規定を定めていますか。		
18	【技術的安全管理措置③(アクセスログの管理)】 保有個人情報を取り扱う情報システムに係る、アクセスログの取得、保管、及び定期的な分析に関する規定を定めていますか。		
19	【技術的安全管理措置④(認証機能の整備)】 保有個人情報を取り扱う情報システムへのアクセスに必要な認証方法につき、その管理に関する規定(例:パスワードによる認証を行っている場合にはパスワードの設定方法に関するルール)を定めていますか。		
20	【技術的安全管理措置⑤(常時監視機能の整備)】 秘匿性や情報量等に照らし特に重要と判断される保有個人情報を取り扱う情報システムについて、アクセス状況を常時監視する機能の設定や当該設定の定期的な見直しを行う等の措置に関する規定を定めていますか。		
21	【技術的安全管理措置⑥(不正アクセス)】 保有個人情報を取り扱う情報システムにつき、ファイアウォールの設定等、外部からの不正アクセスを防止するための対策に関する規定を定めていますか。		
22	【技術的安全管理措置⑦(不正プログラム)】 不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のための対策に関する規定を定めていますか。		
23	【委託先の監督①(委託先の選定)】 保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、委託先の選定方法や選定基準に関する規定を定めていますか。		
24	【委託先の監督②(書面による確認)】 保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、委託契約で定めるべき内容や委託先から取得すべき書類等に関する規定を定めていますか。		
25	【委託先の監督③(取扱状況の確認)】 保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、その取扱状況を年1回以上の検査により確認する等、取扱状況の実態を職員が確認することに関する規定を定めていますか。		
26	【委託先の監督④(再委託の手続)】 保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、再委託を行う場合の制限に関する規定を定めていますか。		

II 監査・自己点検の状況

- 各調査項目につき、各調査項目欄記載の選択肢から回答を選んで回答欄に入力してください(選択式)
- 各調査項目につき、各回答に応じた記述欄記載の事項を記述欄に記入してください(記述式)

番号	調査項目	回答	記述欄
----	------	----	-----

27	<p>保有個人情報の取扱状況について、自主点検や監査担当部署による監査に関する規定を定めていますか。</p> <p>(次の選択肢からご回答ください。)</p> <p>a: 組織全体で統一した規定を定めている(bに該当する場合を除く)。 b: 組織全体で統一した規定を定め、さらに各部署や地方支分部局、配下組織等において上乗せ規定や細則を定めている。 c: 組織全体で統一した規定は定めていないが、各部署や地方支分部局、配下組織等において規定を定めている。 d: 規定を定めていない。 e: その他。</p>		
28	<p>(No.27でa～cと回答した場合のみご回答ください)</p> <p>調査対象時点を含む年度中に実施した自主点検や監査により、改善すべきであると認められる事項はありましたか。</p> <p>(次の選択肢からご回答ください。)</p> <p>a: 改善すべき事項が認められた。 b: 改善すべき事項は認められなかった。</p>		/
29	<p>(No.28でaと回答した場合のみご回答ください)</p> <p>改善すべき事項が認められた部署等において、保有個人情報の取扱いの見直しは実施されましたか。</p> <p>(次の選択肢からご回答ください。)</p> <p>a: 全ての事項に対して見直しを実施した。 b: 一部の事項については見直しを実施した。 c: 見直しを実施していない。</p>		

個人情報第●●号
令和4年5月●日

各行政機関の長 殿

個人情報保護委員会委員長
(公 印 省 略)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の
施行状況調査について (案)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第3条第7項の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第49条の規定による令和3年度における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行状況の把握をしたいので、別紙記載の要領にて、令和4年9月30日（金）までに御回報願います。

(連絡先)

個人情報保護委員会事務局

監視・監督室

Tel : ●

E-mail : ●

行政機関個人情報保護法施行状況調査（令和3年度） 実施要領

1 調査の目的

本調査は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第3条第7項に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第49条に定める同法の施行状況の把握を行うことにより、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用に資することを目的として実施するものである。

2 調査対象

(1) 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（調査時点：令和4年3月31日現在）

(2) 対象機関

上記の対象期間において行政機関個人情報保護法の対象であった全ての行政機関（49機関）

3 調査項目

(1) 個人情報ファイルの状況

ア 保有状況

イ 記録情報に係る業務委託等の状況

ウ 利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

(2) 行政機関非識別加工情報ファイルの状況

ア 保有状況

イ 要配慮個人情報を含む個人情報ファイルを加工して作成したもの

ウ 記録情報に係る業務委託等の状況

(3) 開示・訂正・利用停止請求の状況

ア 処理の状況

イ 開示・訂正・利用停止決定等の状況

ウ 不服申立ての状況

エ 審査会における審査状況

オ 訴訟の状況

(4) 保有個人情報の不適正管理事案の状況

(5) 保有個人情報の安全確保措置の状況

4 調査の実施方法等

(1) 実施の通知（5月中旬から下旬）

個人情報保護委員会から各行政機関に実施通知、調査票等を送付する。

(2) 調査結果の報告（9月30日（金））

各行政機関は調査票をメールで個人情報保護委員会に報告する（公文書は公印省略）。

※ 調査票の記入に当たっては、別途示す記入要領に従い正確に記入する。

(3) 公表（年度内）

個人情報保護委員会は報告を取りまとめ、HP掲載により公表する。

（各行政機関に対しては、公表前に、メールにて報告書データを送付する。）

以上

個人情報第●●号
令和4年5月●日

各独立行政法人等 御中

個人情報保護委員会委員長
(公 印 省 略)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の
施行状況調査について (案)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第3条第7項の規定に基づき、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第48条の規定による令和3年度における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行状況の把握をしたいので、別紙記載の要領にて、令和4年9月30日（金）までに御回報願います。

(連絡先：令和3年度における施行状況調査)

個人情報保護委員会事務局

監視・監督室

Tel：●

E-mail：●

独立行政法人等個人情報保護法施行状況調査（令和3年度） 実施要領

1 調査の目的

本調査は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第3条第7項に基づき、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第49条に定める同法の施行状況の把握を行うことにより、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用に資することを目的として実施するものである。

2 調査対象

(1) 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（調査時点：令和4年3月31日現在）

(2) 対象機関

上記の対象期間において独立行政法人等個人情報保護法の対象であった全ての独立行政法人等（191法人）

3 調査項目

(1) 個人情報ファイルの状況

ア 保有状況

イ 記録情報に係る業務委託等の状況

ウ 利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

(2) 独立行政法人等非識別加工情報ファイルの状況

ア 保有状況

イ 要配慮個人情報を含む個人情報ファイルを加工して作成したもの

ウ 記録情報に係る業務委託等の状況

(3) 開示・訂正・利用停止請求の状況

ア 処理の状況

イ 開示・訂正・利用停止決定等の状況

ウ 不服申立ての状況

エ 審査会における審査状況

オ 訴訟の状況

(4) 保有個人情報の不適正管理事案の状況

(5) 保有個人情報の安全確保措置の状況

4 調査の実施方法等

(1) 実施の通知（5月中旬から下旬）

個人情報保護委員会から各独立行政法人等を実施通知、調査票等を送付する。

(2) 調査結果の報告（9月30日（金））

各独立行政法人等は調査票をメールで個人情報保護委員会に報告する。

※ 調査票の記入に当たっては、別途示す記入要領に従い正確に記入する。

(3) 公表（年度内）

個人情報保護委員会は報告を取りまとめ、HP掲載により公表する。

（各独立行政法人等に対しては、公表前に、メールにて報告書データを送付する。）

以上